

令和8年度【港北区こども家庭支援課】臨時的任用職員
(児童福祉に係る業務)
募集案内

臨時的任用職員とは、一般職常勤職員の出産休暇などにより欠員が生じ、代替職員が必要な場合に任用する臨時の職員で、一般職常勤職員と同様の業務に従事します。

1 職種

社会福祉職

2 職務内容

児童や家庭に関する相談・支援のほか、専門性を活かした地域活動を通じて、児童及びその家庭のサポート等（家庭訪問、面接相談等）

3 応募資格

社会福祉主事の任用資格を有する人

社会福祉主事の任用資格を有するには、次のア～ウのいずれかに該当することを要します。

(1) 社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する科目のうち、学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、3科目以上履修し、卒業すること

※指定科目については、ホームページで必ず確認してください。科目名称が完全に一致していない場合でも、次のいずれかの場合には受験できます。

ア 科目名称が次の通知の読替えの範囲に合致する場合 社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等についての一部改正について（令和2年3月6日社援発 0306 第28号厚生労働省社会・援護局長通知）

イ 履修科目が指定科目に合致するものとして、国から個別に認定を受けた旨の証明書を大学が発行する場合

ウ 社会福祉主事任用資格取得を証明する書類を大学が発行する場合

(2) 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること

(3) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

4 募集人数

1名

5 勤務条件および報酬（一般職常勤職員と原則として同様）

次のとおり。なお、任用されるまでに条例改正等が行われた場合は、その定めるところによります。

任用期間 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※欠員事由の延長・消滅により変更になる場合があります。

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（週5日勤務）

勤務場所 港北区役所こども家庭支援課

給 与 給与月額目安 大学卒：267,844円

※給与月額には地域手当を含みます。卒業後に職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて加算される場合があります。

※その他状況に応じて期末・勤勉手当、通勤手当等が支給されます。

休 暇 年次休暇、夏季休暇、病気休暇、結婚休暇、介護休暇等

※年次休暇、病気休暇、介護休暇については、一般職常勤職員と扱いが異なります。

6 応募方法

書類を郵送または持参にてお申し込みください。

提出期限 令和8年7月13日（月）必着（持参の場合は同日17時00分まで）

提出書類 横浜市臨時的任用職員申込書、横浜市履歴書（臨時的任用職員）、応募作文用紙、応募資格の証明に係る書類（写し）

提出先 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1

横浜市港北区福祉保健センター こども家庭支援課 こども家庭係

※様式はホームページからダウンロード、または区役所窓口でお渡しします。

※提出していただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※応募資格の証明に係る書類について

(1)・(2)のいずれかを提出してください。

(1) 大学（短期大学を含む。）又は養成機関で任用資格を取得した人
社会福祉主事任用資格取得証明書

※大学等で発行できない場合は次のいずれかを提出してください。

【大学又は短期大学で取得の場合】

- ・成績証明書
- ・卒業証明書

→社会福祉法により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を大学又は短期大学において3科目以上履修したことを証明するもの。

※受験資格に該当する履修科目をマーカー等で分かるようにして提出してください。

※科目が「〇〇Ⅰ」「〇〇Ⅱ」など分かれている場合は、全てを履修したことが分かるように、当該科目を履修した年度のシラバス等の写しを提出してください。

【養成機関又は講習会で取得の場合】

・養成機関又は講習会の修了証明書

→社会福祉法により都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了したことを証明するもの。

(2)「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の資格を有する人

「社会福祉士」又は「精神保健福祉士」の登録証の写し

7 選考日程

面接 令和8年7月16日(木)

※書類審査及び面接にて選考を行います。

8 選考結果通知時期

令和8年7月22日(水)までに選考結果通知を発送(予定)

9 雇入時健康診断

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

10 問合せ先

横浜市港北区こども家庭支援課 担当 笠木・朝倉

電話 045-540-2340